

情報公開法についての参考資料

| | | |
|--------|---|----|
| 参考資料 1 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)..... | 1 |
| 参考資料 2 | 情報公開法の運用状況..... | 11 |
| 参考資料 3 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文(平成23年 4 月22日閣議決定)..... | 15 |
| 参考資料 4 | 行政改革委員会行政情報公開部会 議事録(抜粋)..... | 25 |
| 参考資料 5 | 情報公開法制の確立に関する意見(平成 8 年 12 月 16 日行政改革委員会)(抜粋)..... | 31 |
| 参考資料 6 | 他法令における情報公開法の適用除外規定..... | 33 |
| 参考資料 7 | 政治団体の領収書等の写しの開示請求..... | 43 |
| 参考資料 8 | 詳解 情報公開法(総務省行政管理局編)(抜粋)..... | 45 |
| 参考資料 9 | <参考>整備法立案に際しての検討当初(平成 9 年 12 月)の資料..... | 47 |

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成十一年法律第四十二号)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 行政文書の開示(第三条―第十七条)
- 第三章 不服申立て等(第十八条―第二十一条)
- 第四章 補則(第二十二条―第二十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - 三 国家行政組織法(昭和三十二年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第七項に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

第二章 行政文書の開示

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公

にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に

国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答え

るだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、

当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

- 3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面に

より通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

- 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章 不服申立て等

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定を

する場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(訴訟の移送の特例)

- 第二十一条** 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。
- 2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

- 第二十二条** 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
- 2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

- 第二十三条** 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

- 第二十四条** 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関

の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(政令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

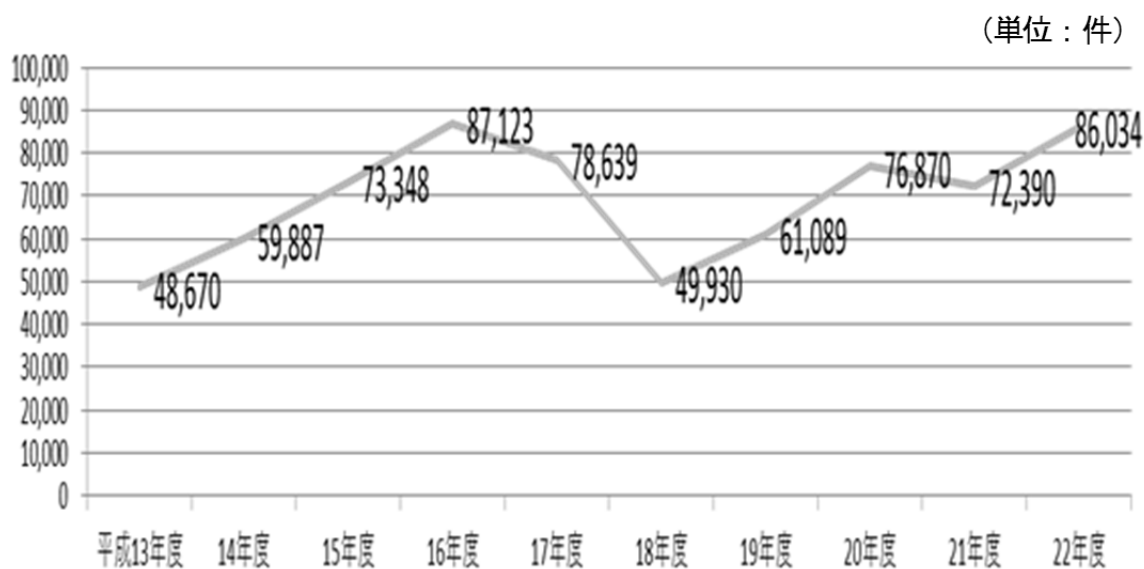
- 1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する〔平成一二年政令第四〇号で平成一三年四月一日から施行〕。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分、第四十条から第四十二条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

情報公開法の運用状況

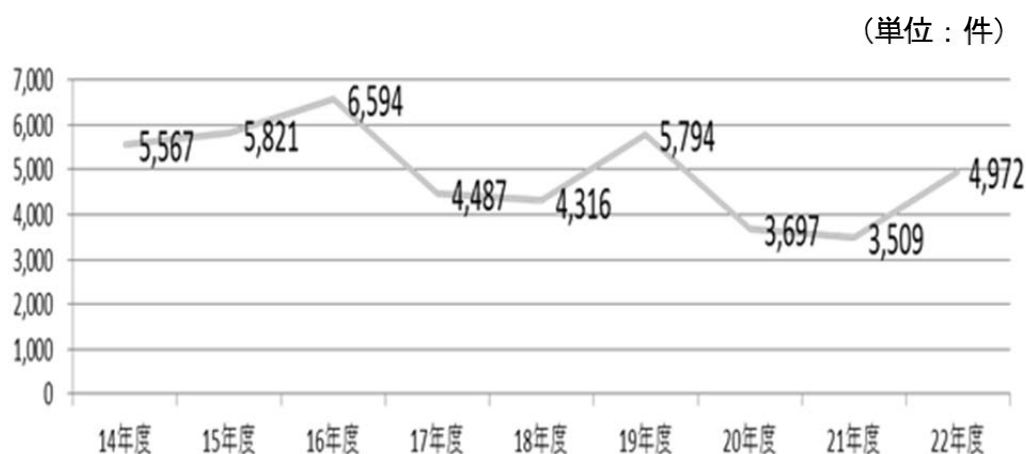
1. 開示請求件数の推移

平成 22 年度の開示請求件数は、行政機関 86,034 件、独立行政法人等 4,972 件。

○行政機関



○独立行政法人等



(注) 平成 14 年度は、平成 14 年 10 月～平成 15 年 3 月の件数。

2. 開示決定等件数の推移（行政機関）

平成22年度は、全部開示決定30,341件（41.4%）、一部開示決定41,128件（56.1%）、全部不開示決定1,876件（2.5%）。

表 開示決定等件数の推移（行政機関）

（単位：件、%）

| | 開示決定等 合計 | 開示決定 | | 全部不開示 決定 | |
|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| | | 全部開示決定 | 一部開示決定 | | |
| 平成22年度 (比率) | 73,345 (100) | 71,469 (97.5) | 30,341 (41.4) | 41,128 (56.1) | 1,876 (2.5) |
| 平成21年度 | 62,916 (100) | 60,901 (96.8) | 24,104 (38.3) | 36,797 (58.5) | 2,015 (3.2) |
| 平成20年度 | 68,620 (100) | 66,109 (96.3) | 24,026 (35.0) | 42,083 (61.3) | 2,511 (3.7) |
| 平成19年度 | 49,750 (100) | 47,497 (95.5) | 21,189 (42.6) | 26,308 (52.9) | 2,253 (4.5) |
| 平成18年度 | 42,349 (100) | 37,621 (88.8) | 19,321 (45.6) | 18,300 (43.2) | 4,728 (11.2) |
| 平成17年度 | 74,676 (100) | 71,012 (95.1) | 53,609 (71.8) | 17,403 (23.3) | 3,664 (4.9) |
| 平成16年度 | 76,743 (100) | 74,119 (96.6) | 57,071 (74.4) | 17,048 (22.2) | 2,624 (3.4) |
| 平成15年度 | 68,867 (100) | 66,275 (96.2) | 48,808 (70.9) | 17,467 (25.3) | 2,592 (3.8) |
| 平成14年度 | 59,203 (100) | 56,651 (95.7) | 40,935 (69.1) | 15,716 (26.6) | 2,552 (4.3) |
| 平成13年度 | 44,734 (100) | 39,653 (88.6) | 25,119 (56.1) | 14,534 (32.5) | 5,081 (11.4) |

3. 不服申立て件数の推移（行政機関）

平成 22 年度の新規申立て件数は、952 件。

表 不服申立て件数の推移（行政機関）（単位：件）

| | 新規申立て 件 数 | 申 立 て | |
|----------|--------------|-------|-------|
| | | 審査請求 | 異議申立て |
| 平成 22 年度 | 952 | 411 | 541 |
| 平成 21 年度 | 739 | 292 | 447 |
| 平成 20 年度 | 851 | 405 | 446 |
| 平成 19 年度 | 1,018 | 528 | 490 |
| 平成 18 年度 | 800 | 350 | 450 |
| 平成 17 年度 | 744 | 359 | 384 |
| 平成 16 年度 | 1,367 | 1,004 | 363 |
| 平成 15 年度 | 1,158 | 472 | 686 |
| 平成 14 年度 | 914 | 505 | 409 |
| 平成 13 年度 | 1,359 | 429 | 930 |

4. 情報公開訴訟件数の推移（行政機関）

平成 22 年度の情報公開訴訟の新規提訴件数は、13 件。

表 不服申立て件数の推移（行政機関）（単位：件）

| | 新規提訴件数 | うち特定管轄裁判所に 提訴されたもの |
|----------|--------|-----------------------|
| | | |
| 平成 22 年度 | 13 | 2 |
| 平成 21 年度 | 14 | 3 |
| 平成 20 年度 | 16 | 3 |
| 平成 19 年度 | 13 | 6 |
| 平成 18 年度 | 22 | 4 |
| 平成 17 年度 | 28 | 4 |
| 平成 16 年度 | 21 | 6 |
| 平成 15 年度 | 15 | 3 |
| 平成 14 年度 | 39 | 9 |
| 平成 13 年度 | 15 | 3 |

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十二年法律第四十二号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第三章 行政文書の開示（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 不服申立て（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 訴訟（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第五章 情報提供（第二十五条）</p> <p>第六章 補則（第二十六条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。</p> <p>第二章 行政文書の開示</p> | <p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第三章 行政文書の開示（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 補則（第二十二―第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 （同上）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の合理的な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。</p> <p>第二章 （同上）</p> |

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をい

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をい

う。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

一 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の

う。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護

地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知(開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。)には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由(第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に

該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関する理由)をできる限り具体的に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十四日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内にななければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は回項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 (同上)

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にななければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (同上)

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条第二項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については第十六条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

2 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が同項の残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法（第十七条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 (同上)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「一により、それぞれ」とあるのは「一により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも一週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条第一項及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 次に掲げる者が開示請求をするときは、政令で定めると

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも一週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政

令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料(第八項において「開示請求手数料」という。)を納めなければならない。

一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人(第三号において「会社等」という。)又はその代理人

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人(次号において「個人事業者」という。)又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員

2 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料(以下二の条において「開示実施手数料」という。)を納めなければならない。

3 開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二

令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者が第十四条第三項に規定する期間内に同条第二項の規定による申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

第三章 不服申立て

（審査会への諮問）

第三章 不服申立て等

（審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

21 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、次

第十八条 （同上）

一 （同上）

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げ

に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一〇三 (略)

(内閣総理大臣の勸告)

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関(会計検査院を除く。次項及び第二十八条において同じ。)の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知に係る諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずべき旨の勸告をし、当該勸告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第四章 訴訟

(管轄及び移送の特例)

第二十二條 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において同じ。)(以下「情報公開訴訟」という。)は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定地方裁判所」という。)にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(釈明処分の特例)

第二十三條 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭

る者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一〇三 (略)

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ)

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を待て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

1
2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより、国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示さ

れた行政文書の開示を求めることができない。

4 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わつた後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
- 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
- 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
- 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報
- 五 当該行政機関の所掌に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定す

る独立行政法人をいう。)その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの

ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づき試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人

2) 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3) 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2) 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要(第十八条第二項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項)を公表しなければならない。

(内閣総理大臣の勧告)

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第四章 (同上)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二條 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2) 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に)

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第二十九条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開条例(地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。)の制定その他のその保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(情報公開訴訟に関する規定の運用)

第三十条 第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手續について準用する¹

(政令への委任)

第三十一条 (略)

(地方公共団体の情報公開)

第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(政令への委任)

第二十六条 (略)

行政改革委員会行政情報公開部会 議事録（抜粋）

行政情報公開部会専門委員等（肩書きは当時のもの）

部会長：角田禮次郎（元最高裁判所判事・元内閣法制局長官）、部会長代理：塩野宏（成蹊大学教授）

秋山幹男（弁護士）、今泉正隆（株式会社三和銀行常勤顧問）、尾崎護（国民金融公庫総裁）、勝見嘉美（前公害等調整委員会委員長・元名古屋高等裁判所長官）、後藤仁（神奈川県立公文書館館長）、小早川光郎（東京大学教授）、佐藤幸治（京都大学教授）、鈴木良男（株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長）、成田頼明（横浜国立大学名誉教授）、福川伸次（株式会社電通総研代表取締役社長兼研究所長）、堀部政男（一橋大学教授）、宇賀克也（東京大学教授）、藤原静雄（國學院大学教授）

○第9回部会（平成7年5月26日） ※閣議文書の公開について

部会長）非公開事項と守秘義務というか秘密の問題についての意見がまだないが、非常に重要な問題だと思うので、もし意見があれば。

勝見）その前に、一番大事なことだと思うが、閣議についてはどうしたらよいのか。外国法制で非公開にしているのがあったが、カナダだけか。

部会長）非常に官僚的な答弁をすると、閣議決定したような文書は公開する。それ以外の閣議については、議事録的なものはないということだから不存在である。閣議決定したような文書は原則的に公開しているはずである。法律や政令は当然であるが。

勝見）閣議では議事録を作成しないというのは明治時代からということだが、その理由を内閣文庫で調べたが全然出てこない。おそらく閣議の内容を秘密にしたいという明治時代の意識が残っているのではないかと思うのだが。

部会長）その代わりに、正確とは言えないが30分後には新聞に全部出ている。ある意味では、日本の閣議ぐらい公開されているものはない。公開基準は、閣議文書について、どう書いているか。

事務局）触れているのはあくまで文書で、閣議等関係文書ということで、「閣議決定、閣議了解、閣議報告、関係閣僚会議申合せ及び事務次官等会議申合せは、公開する。ただし、一定期間不公表扱いとされた案件については、解除後に公開する。」となっている。

部会長）それ以外、文書はない。

鈴木）現実問題、世界で最もよく公開されているという事実が先行しているならば、それが悪いことならば別だが、通常はよいことである。しかし、非常にしばしばミスリーディングを起こす。こういうことだったら、追認してもよいのではないか。何の弊害もないのだから。ある特定の政治家がどこかの新聞記者に対して、恰好よくするというそんな道具であることの方が却っておかしい。何の差し障りもないのであれば、法律が追認していくのは自然の考えではないかと思う。

部会長）今は文書の話である。閣議そのものの公開の話ではない。文書はない。先ほどの問題に戻るが、文書管理規程で文書は必ず作れという法律でも作らなければ困るという議論になってしまうだろう。公開・非公開の対象になる文書をきちんと区別して、それを登録して、その目録を作っておかなければならないか、そういう義務を課する立法をするかどうかという問題になると思う。

勝見）大変細かいことになって恐縮だが、今日の閣議にこういう案件がかかるという文書はあるのか。

部会長）ある。

勝見) それは公開の対象となる文書か。

部会長) 閣議決定事項として官報に出ているのではないか。

勝見) 決定事項ではなくて、閣議にかかる案件はどうか。

部会長) それは官報には出ていないが、公開基準では公開することになっているのではないか。事前にではないかもしれないが、新聞記者にも配っている。

事務局) 特段、触れていない。

勝見) 閣議決定がある場合に、この案件については結論を留保しようということになると、その文書がないから何とも言えないが、同じ案件が次の閣議の日にかかったら、意思決定中間の状態ではある。そういうことまで、内閣の会議そのものも丸裸になっていいかどうかという問題にもかかってくると思うが。

鈴木) 部会長はどういう問題意識でこの問題を提起されたのか。行くべきか、行かざるべきか。閣議の内容は、このような形で録音はしないのか。

部会長) しない。

福川) 閣議に本来かける閣議決定と閣議報告とは、きちんと件名にのるのは件名もあるし、大臣が花押でこうやっているわけなので、おそらく鈴木委員が言っているのは、一応案件が終わって、大臣がいろいろ政治的な立場で言い合う、例えば日米貿易交渉はどういうふうにすべきだとか、そういうところでやり合ったのがいろんな人が勝手に記者会見で言われるから、バラバラに出るから、それはきちんと議事録を作って、それを公開すべきだという意見だと思う。各閣僚がいわゆる閣僚の立場で、むしろこれは政治の問題を議論する、日米関係をどうするかという、政治をどう考えるかという、そのところの問題は、本当に議事録を作って公開するのがよいのか、あるいはもっと自由に話させておいた方がよいのか、それが閣議決定で対米関係はこういうことにしようとか、ODAはこうしようとか決めるのであれば、それはちゃんとのっかってくるわけであるが、極めて政治的な判断の問題のところをそういうふうにしてしまうのはよいのかどうかは、ここの場では難しいのではないかと思う。

鈴木) よく分かる。私も、議事録を作って、公開すべしと言っているわけではない。部会長は先ほど冗談で若干言われたのだろうが、閣議の内容はすべて分かっているということなら、公開してもいいのではないかとただただである。国政に関わる最重要なところの生の意思決走の段階まで手の内を全部さらけ出してこ向こう様に全部教えるような情報公開法を作れと言っているつもりは全然ない。

部会長) この問題はあまり議論しない方がよいと思う。議論を止める意味で言うが、福川委員が、今言われたように、閣議決定、閣議了解、閣議報告についての議論はほとんどない。花押をするだけである。問題は、それ以外のいろんなことについて自由に発言して、それについては議論はあるけれども記録はないと言っているのである。それについて、30分後には全部外に出る。もっとはっきり言えば、明治以来閣議の懇談の部分についても絶対に秘密だということになっているし、また閣議の事項は秘密ということになっている。だが、それを守る人は少ない。かつ、これは秘密にしようと言うと必ず出ることになっている。だから、閣議の話はこの程度にしよう。

○第19回部会（平成7年9月29日） ※外交・防衛文書の時限性について

佐藤) 外交・防衛情報については、時限性というか、その時見なくとも、政治責任や行政責任を追

求するために後で検証できればよいというところが、かなり大きいと思う。だから、その辺の外交・防衛情報の時限性という問題をこの中にどう組み込むのかというのは、大きな問題のような気がする。

今泉) その点は、外務省はおそらく、30年後には外交記録は全て公にしていると言ってくると思う。
佐藤) 全てが30年でよいのか、50年を要するものもあれば10年でよいものもあるかもしれないので、その辺がどうなのかというのは少し気になる点ではある。

堀部) 例えば、国会で沖縄返還に伴って何か秘密の約束があるのではないかと追及していくと、政府はそういうものはないと答えた。ところが、後に密約電文の存在が明らかになって問題になったということがある。そういう場合に、佐藤委員の言うように政治的責任をどうするかということが問題になってくると思うが、それがこの制度でそこまで全部カバーし得るかということになると、そちらは政治的な問題として考えていかないとならないのではないかと。何かこれが手段として使い得る面はあるのだろうとは思いますが、やはり一般法として定めていく場合には、かなり難しいところはあるのではないかと感じる。

佐藤) カバーし切れると言っているのではなくて、何か組合せは考えられないか、例えば審査会が審査するときに、時限性の要素を取りこんで判断するという事は考えられないか、ということである。例えば、今は出ないかもしれないが、1年後には出るとか3年後には出るとか、そういうシステムがあり得るのではないかと言っているだけである。

部会長) 宇賀教授に聞きたい。大統領命令の制度や大臣認定制度などは、理論的には一つの方法だ
と思うが、日本の場合は、先ほどからいろいろ話があったように、私は、そういうものを法律に
書かずに命令以下に委任するような立法をしたら、あるいはしようとしたら、大変な反発があっ
て、それだけで大問題になってしまうという感じを持っている。それは、政治制度、官僚制度、あるいは防衛という問題についての考え方、そういうものが日本の場合は非常に特殊なのかもしれないが、アメリカやカナダでは、日本では国民的な立場から見て受け入れられないような制度が容易に受け入れられているのか、それともやはり大議論があってああいう制度を導入したのであろうか。日本でそういう制度が受け入れられる可能性は考えられないが、アメリカやカナダではどうだったのだろうか。

宇賀) アメリカでは、大統領命令で国家安全情報についての秘密を指定しているわけであるが、やはりこういう制度が採られているということについては、部会長が言われたように、アメリカが大統領制であり、特に国家安全保障という面では大統領に非常に強い権限を認めているということの反映であろうと思う。ただ、1973年に連邦最高裁判所がEPA対MINKというケースで、この秘密指定が妥当かどうかということについては司法審査をしないのだという判例を出したことがあるが、これに対しては非常に強い反発があり、その結果、翌1974年にFOIAが改正されて、秘密指定があっても、それについて全く裁判所が審査しないということではなく、秘密指定が正しいかということについて手続的にも実体的にもde novoの審査ができること、また、そういうものについても裁判所の裁量でインカメラの審査ができることを明らかにする改正が行われた。ただ、この1970年代の前半というのは、ウォーターゲート事件等で行政に対する不信が非常に高まって、むしろ立法あるいは司法審査によって行政をコントロールしていく必要があるのだという意識が高まっていたという時代背景があったので、大統領の秘密指定をそのまま裁判所が認めるというような最高裁判決に対して非常に強い反発が出たのであろうと思う。

しかし、1974年にそういう改正が行われたにもかかわらず、やはり裁判所はこの問題について法律で認められているようなde novoの審査をやっているかということ、実際には行政機関から出された宣誓供述書を多くの場合尊重しているわけであるし、それから宣誓供述書に一応の合理性が

あり、また、行政機関の側に不正な行為、不誠実な行為があるといった証拠がない限りは、インカメラの手続は行わないで、affidavitだけで処理しているということである。1974年にそういう改正がなされても、裁判所としては、この問題については行政機関の判断を尊重せざるを得ないと考えているようである。

堀部) 先ほど塩野委員は、秘密指定する場合に秘密保護法との関連を言われたが、アメリカの場合は秘密保護法はないのであろうか。法律としては存在していなくて、大統領命令で指定していると理解してよいのだろうか。

塩野) 私も知りたかったのは、そういった秘密というもの、国家機密というもの防衛秘密というものがあるということを前提にして議論されている。ところが我々は、そういうものはあまりないだとか、何かもやもやのうちに過ごしてきている段階なので、そういう国民意識あるいは国全体の意識のギャップが非常に大きいので、やたらアメリカとかカナダとかいっても無理ではないかという趣旨で言ったわけである。

成田) 外交という言葉も常識的にはよく使うが、よく考えてみると、国のいわゆる外交権というものの範囲内に納まるものであるのかどうか。最近では各省庁がいろいろ国際機関などとの繋がりや、いろいろな約束をしたりしているわけである。場合によっては、今度のプルトニウムの輸送の問題などは、もともと電力会社のものの場合には私法上の契約であるが、一方では、核拡散防止とか核防護という条約があって成り立っているわけで、外交というものの範囲もある程度決めていかなければいけないのではないか。その実体要件を決める場合に、防衛の場合はある程度イメージがあるが、外交というものの範囲はよくわからない。外務省だけが独占しているわけでもない。自治体外交とか草の根外交とかが出てきているが、そういうものは外交権と違うわけである。だから外交という言葉は何か最近膨らんで使われているので、その概念自体を確定する必要があるという気がする。

鈴木) どうもイメージが湧かない。例えば、誰かが外交上の問題について知りたいという場合に、どういう問題についてどういう動機で知りたいということになるのだろうか。初歩的な質問で大変恐縮だが、解きあかしていただけるとイメージが湧くという感じである。

今泉) 例えば、通商上の条約を我が国とどこかが結ぼうとしているときに、その成り行きや内容は、企業にとっては非常に関心があるのではないか。

塩野) それから最近の例で言えば、環境保護団体としては、例えばバーゼル条約に際しての日本政府の方針、これは訓令の場合もあるが、何か外交関係で相談でもやっていたら、それを見た上で、バーゼル条約を進める運動をするか潰す運動をするかの判断材料にするということは抽象的に考えられるわけである。特に環境問題についてはグローバル化しているのでそういう問題は起こると思う。

ただ、鈴木委員の気持ちも分かるが、どんな人がどういう目的で文書を請求しているか分からないけれども、情報公開制度というものをやはり作るべきだということで、この部会は動きだしているというふうに理解している。

鈴木) それはそうだが、さはされどということ。

尾崎) 今の鈴木委員の質問について、カナダ法の第15条1項には「国際問題の処理」とある。これはおそらく外交の話ではないかと思うが、この「国際問題の処理」というのは、カナダの内閣予算局が作成した「運用の手引き」というのを見ると、国家間の問題のみならず、外国の市民との間で市民が確立した商業的、文化的あるいは科学的連結が含まれると書いてある。もしそうであるとすれば、この外交というのは我々が頭の中で考えている外交というものよりも随分広いものを指しているのではないかと思う。

成田) 例えば日米構造協議などで、相手から言ってきた交渉の経過のようなものには公表してもよいものもあるが、最終の決着の段階で日本はどこまで譲歩するかというようなものは、やはりトランプの切り札に当たるので、それは困るのであろう。だから外交の場合やはり切り分けが非常に曖昧だが、その切り分けをどうするか。日本の場合、カナダ法のように細かく書けるかどうか。これはやはり背後には塩野委員の言われるような国民意識なり国民の一つの確信的信念というのがあって、これなら国民の通念として当然認められるという前提で書いているのであろうか。その意味では、この外交、防衛というのは普通の分野とは少し違った特殊性を持っていると思う。プライバシーとか企業秘密とかとはちょっと違った側面を持っているので、その扱いをどうするかというのは難しい。

尾崎) 成田委員が質問された外交の範囲だが、役人の感覚としては、外交かどうかというのはつまり外務省が同席するかどうかということである。したがって、今や各省庁とも国際問題を扱っている。これが外交に触れてくる問題かどうかということは、外務省に連絡するか自分でやるかという話であり、そこをあまりはっきりさせないままに各省庁はできるだけ外交の範囲を狭くしてしまいたいという意識がある。だから、大蔵省でいえば、IMFの問題は通貨問題であって外交ではないということになるわけである。こういうことで、一体外交とは何かということを一義的に言えといっても役所は言えないと思う。

部会長) 今のようなのは、国際問題の処理には入るのか。

尾崎) カナダ法では入ると思う。

部会長) しかし大蔵省流では入らないのだろう。国際問題なら外務省だということになるから。しかし、国際問題には違いないと思う。

尾崎) 素直に言えば国際問題だと思う。しかし、従来から通貨問題だといってやってきている。

成田) 国際という言葉を使うことについてはいろいろ問題が出てくる。最近では地方公共団体が国際交流をやっているが、そこで地方自治法の中で国際交流を地方公共団体の任務に入れようとしたら、外務省から反対が出たということで未だに実現していない。

部会長) 非常に役人的な、法制局参事官的なことを言えば、不開示条項の中に例えば外交という言葉が出てきて、あるものは外交と実質的に同じようなものだが一般の行政運営情報で読み、あるものは外交で読むという場合に、要件が違ふとどちらに読むかによって開示になったり不開示になったりするから、それは実質的に大きな問題になると思う。両方とも要件が同じであればよいが、そうでなければ、外交とは外務省がやっていることだけで、大蔵省のやっていることは一般の行政運営情報で読むということになって、非常に微妙な問題になると思う。

尾崎) 防衛と外交も同じ問題があると思う。日本では外交と防衛は一まとめ方式だと思う。要するに外交がかぶさっている。国によっては外交と防衛がはっきり分かれていて、つまりミリタリーの人達はミリタリーのグループで別途やっている。おそらく戦前の日本もそうだったと思う。日本は割合に外交がかぶさっている。それは国によって随分違うと思う。

塩野) 外交、防衛の特殊性というのは私もよく分かるが、そのことと、我々の検討の対象から早期にこれを外して最終的には法律の適用対象外にするかということとは、別の問題ではないか。行政手続法の経験から言うと、これは各所掌のところできちんとやってほしいと念じながら、適用対象除外をすると当該省庁は何もやっていないところがある。これは非常に苦い経験ではないかと思う。しかし逆に言うと、何かこちらの方にひっかかりが一般法としてあると、そのくびきというものをどう乗り越えるかということで、各省庁一生懸命議論をし、それなりの体制を整えるのではないかというのが、私の行政手続法の経験から言えることである。私はこの段階では、防衛、外交というのは、カナダやフランス的なものにとどまるにせよ、とにかくまだ置いておいて、

議論の対象にすべきではないかと考えている。

それとグロマー条項を置くかどうかというのはまた別の話で、これはもう少し細かな話である。部会長) それでは、防衛・外交情報については一応これで終わりということにして、次に、意思形成過程情報と行政運営情報をまとめて議論をお願いしたい。

○第48回部会（平成8年7月26日） ※限時的公開について

部会長) もう一つ、限時的公開とかいう考え方もあるわけだが、その限時的公開というのは、さきほど成田委員も指摘したのだが、例えば、外国のように秘密を指定して、その秘密を情報公開法の中で非公開事項として取り入れるとか、あるいはそうでないとしても事項的な決め方をしている場合は、ある時期になったら公開するという限時的公開の制度が結びつくわけである。ところが、我が情報公開法というのは定性的になっているから、請求があったその都度、支障があるかどうかを判断するということになるわけだから、そういう意味では固定していない。毎日、今日は非公開でも来月は公開されるかもしれない。だから常に請求時点における勝負であるという意味から見れば固定していないわけだから、30年経ったら非公開事項は全て公開するのだという考え方にそもそもなじまないのではないかという気がする。

もう一つ言えば、そういう制度を採っていても、30年経ったら100%公開するというわけではなくて、やはりその時に公開・非公開を判断して、非公開にすべきものは非公開にするというような規定も入っているようだから、そういう意味では私は限時的公開の規定はあまり意味がないのではないかという気がしている。

ただもう一つ言えば、今のは一般論で、歴史的研究の対象になるような文書という概念がもう一つあるわけであるが、そういうものは普通の文書ではなくて、まさに歴史的研究の対象になる文書だから、それは公文書館とか外交史料館に送って、そちらの方の公開の問題として考えるべき問題ではないかと思う。ただし、今の公文書館法は組織法的なもので、堀部委員が指摘したようにそういう問題は整備されていない。外交史料館にいたっては法律がない。そういう歴史的な研究の対象になるような文書については、むしろ公文書館なり外交史料館の方の問題として法律を整備すべきではないかという気がしている。ただ、今の公文書館というのは必ずしも歴史的研究の対象となるような文書だけが送られているわけではない。保存期間が過ぎたのは送れということを申し合わせでやっているわけである。だから、各省が現用文書でなくなっていなくなったものは、極端に言えばそういう制度になっているから、必ずしも歴史的研究の対象の文書だけではないわけである。だから、そういうものの扱いまで含めて言うと、公文書館だけを対象にして法律を整備してもよいのかなという気がする。

情報公開法制の確立に関する意見 (平成8年12月16日行政改革委員会) (抜粋)

Ⅲ 情報公開法要綱案の考え方

2 対象機関及び対象文書(第2、第23)

(2) 開示請求権制度の対象となる文書(行政文書)

イ 対象文書の範囲

情報公開法の目的からすると、政府の諸活動を説明するために必要十分な範囲で、開示請求の対象となる文書を的確に定める必要がある。この見地からは、決裁・供覧等の文書管理規程上の手続的要件で対象文書の範囲を画することは、必ずしも適切ではない。他方、組織として業務上の必要性に基づき保有しているとは言えないものまで含めることは、法の目的との関係では不可欠なものではなく、法の的確な運用に困難が生じたり、適正な事務処理を進める上での妨げとなるおそれもある。このため、本要綱案では、開示請求の対象の範囲を実質要件により画することとし、行政機関の職員が職務上作成し又は取得したものであって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものとした(第2第2号本文)。

「職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないこととなる。

ウ 対象文書から除外されるもの

上記の文書の中には、開示請求権制度の対象とする必要がないもの、又はその性質上対象とすることが適当でないものがある。

例えば、官報、白書、新聞、市販の書籍等は、書店で購入し又は公共図書館等の施設を利用することなどにより、一般にその内容を容易に知り得るものであり、本制度の対象とする必要はない。政府のその他の広報用資料等についても、当該資料が、所定の窓口に着置されているなど、一般にその内容を容易に知り得る状態であれば、同様である。

また、公文書館、博物館、国立大学等において、歴史的若しくは文化的な資料として又は学術研究用の資料としての価値があるために特別に保有されているものは、できるだけ一般の公開に付されるべきであるが、貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点からそれぞれ定められた開示範囲、手続等の基準に従った利用にゆだねるべきであり、対象文書とすることは適当でない。

このような考え方から、本要綱案では、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの及び公文書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているものを、開示請求の対象から除くこととした(第2第2号ただし書)。したがって、公文書館等又は一般の行政機関が保有している文書の中には、作成又は取得から長期間が経過しているものもあるが、それだけでは、開示請求の対象から除かれることにはならない。

7 補則(第24～第29)

(5) 関係法律との調整

ア 文書の公開等に関し定めている法律との調整

情報公開法は、何人にも行政文書の開示を請求する権利を認め、開示請求があった場合は、行政

機関の長に不開示情報に該当するものを除き開示することを義務付けるものである。

これに対し、個別法において、国民に一定の文書（情報）を公表、公示、縦覧等の手続により提供する旨又は閲覧、謄本・抄本の交付等の手続により開示する旨を定めるものが多数見られる。また、行政機関の職員に対し一定の文書（情報）を公にすることを禁止する旨を定めるものも見られる。これらは、当該法律の目的を実現するために、一定の文書（情報）を特定の手続の下に提供若しくは開示する旨又は公にすることを禁止する旨を定めているものである。

情報公開法とこれらの法律とは、それぞれ制度目的、手続が異なることから、基本的には情報公開法の規定と個別法の規定とがそれぞれ適用されることにしてよいと考えられる。

しかしながら、①個別法により既に同一文書（情報）が公開されている場合には、情報公開法を適用する必要性は乏しく、事務手続の錯そうも避けるべきである（なお、公開する期間等が限定されている文書（情報）を当該期間内等について情報公開法の適用を除外する場合においても、当該期間等以外については情報公開法が適用されることとすべきである。）。②登記、特許、刑事訴訟手続の制度等、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合には、当該制度にゆだねることが適当なものもある。③同一文書（情報）について情報公開法の開示義務と個別法の公にすることを禁止する義務とが抵触する可能性がある場合には、法律上の調整措置をあらかじめ講じておく必要がある。

また、個別法は行政文書一般に対する開示請求権を定める情報公開法がない時期に制定されたものであることにも留意する必要がある。

具体的な調整の内容については、情報公開法を立案する際に検討すべきであるので、本要綱案では、「文書の公開等に関して定めている法律その他の関係法律の規定との間で必要な法制上の調整措置を講ずるものとする」とした（第28）。

調整措置を講ずるに当たっては、情報公開法の適用について何らかの特例を認める場合にも、本法の趣旨に反しないことを基本とした上で、本法を並行的に適用すると個別法に基づく事務の適正な遂行に支障が生ずる特別の事情があるかどうか、特例を認める文書（情報）の範囲等が法律上明確にされているかどうかなどの点について個別に検討することが必要である。

イ 著作権法との関係

行政機関が保有する第三者の著作物を著作者本人の許諾を得ず、情報公開法に基づき開示しようとする場合、未公表の著作物であるときは著作権法第18条に定める公表権との関係が問題となり、また、複製物の交付により開示しようとする場合には、同法第21条に定める複製権との関係が問題になる。

これらの公表権及び複製権との関係の問題については、情報公開法の円滑な運用の確保という新しい観点を加え、関係省庁において、必要な調整措置を検討する必要がある。

他法令における情報公開法の適用除外規定

【注】傍線部分は、情報公開法の適用を除外される文書等を示す。

<行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の適用除外規定>

○刑事訴訟法（抄）（昭和二十三年法律第百三十一号）

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定は、適用しない。

○刑事確定訴訟記録法（抄）（昭和六十二年法律第六十四号）

（目的）

第一条 この法律は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（保管記録の閲覧）

第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。

<行政機関情報公開法の適用除外規定>

○不動産登記法（抄）（平成十六年法律第百二十三号）

第二条

九 登記簿 登記記録が記録される帳簿であつて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものをいう。

第二百二十二条 この法律に定めるもののほか、登記簿、地図、建物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類（第百五十三条及び第百五十五条において「登記簿等」という。）の公開に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第二百四十九条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、筆界特定手続記録のうち筆界特定書又は政令で定める図面の全部又は一部（以下この条及び第百五十三条において「筆界特定書等」という。）の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付を請求することができる。

第二百五十三条 登記簿等及び筆界特定書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

附 則

第三条 新法第二条第五号及び第九号、第十二条、第五十一条第五項及び第六項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百十九条の規定は、登記所ごとに電子情報処理組織（旧法第百五十一条ノ二第一項の電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）により取り扱う事務として法務大臣が指定した事務について、その指定の日から適用する。

第四条 前条第一項の規定による指定（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）がされた際現に登記所に備え付けてある当該指定を受けた事務に係る閉鎖登記簿については、旧法第二十四条ノ二第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 （略）

3 第一項の閉鎖登記簿（その附属書類を含む。次項において同じ。）については、行政機関の保有す

る情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。

○抵当証券法（抄）（昭和六年法律第十五号）

第四十一条 不動産登記法第八条、第十条、第二十三条第一項、第三項及第四項、第二十四条、第一百九条第一項、第三項及第四項、第二百一十一条第二項及第三項、第一百五十三条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条第一項乃至第三項並ニ第一百五十八条ノ規定ハ抵当証券ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同法第二十三条第一項中「前条」トアルハ「抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第三条第一項」ト、「同条ただし書の規定」トアルハ「正当な理由」ト、同法第一百九条第一項中「登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）」トアリ並ニ同条第三項及第四項中「登記事項証明書」トアルハ「抵当証券の控えの謄本又は抄本」ト、同法第二百一十一条第二項及第三項中「登記簿の附属書類」トアリ並ニ同法第一百五十三条及第一百五十五条中「登記簿等」トアルハ「抵当証券の控え及びその附属書類」ト読替フルモノトス

○戸籍法（抄）（昭和二十二年法律第二百二十四号）

第四十八条

2 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。

第二百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○商業登記法（抄）（昭和三十八年法律第二百二十五号）

第一条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 登記簿 商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項が記録される帳簿であつて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製するものをいう。

第四百十条 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（抄）（昭和六十年法律第三十三号）

第六条 登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は適用しない。

○動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（抄）（平成十年法律第四百号）

第十七条 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○動産・債権譲渡登記令（抄）（平成十年政令第二百九十六号）

第十八条 次に掲げる書面又は情報（以下「登記申請書等」と総称する。）の閲覧につき利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。

- 一 登記申請書
- 二 第七条第一項の磁気ディスクに記録された情報
- 三 第八条各号に掲げる書面

第十九条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○後見登記等に関する法律（抄）（平成十一年法律第五十二号）

第十三条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○後見登記等に関する政令（抄）（平成十二年政令第二十四号）

第十七条 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる者は、特別の事由がある場合に限り、手数料を納付して、当該登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書に係る登記の登記申請書若しくは登記の嘱託書又はその添付書面（以下「登記申請書等」と総称する。）の閲覧を請求することができる。

第十八条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○著作権法（抄）（昭和四十五年法律第四十八号）

第七十八条

8 著作権登録原簿及びその附属書類については、行政機関情報公開法の規定は、適用しない。

第八十八条

2 第七十八条（第三項を除く。）の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登録原簿」と読み替えるものとする。

第一百四条 第七十七条及び第七十八条（第三項を除く。）の規定は、著作隣接権に関する登録について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替えるものとする。

○漁業法（抄）（昭和二十四年法律第二百六十七号）

第五十条

3 免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○漁業登録令（抄）（昭和二十六年政令第二百九十二号）

第十条

3 免許漁業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○種苗法（抄）（平成十年法律第八十三号）

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 出願品種の属する農林水産植物の種類
 - 三 出願品種の名称
 - 四 出願品種の育成をした者の氏名及び住所又は居所
 - 五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項
- 2 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真を添付しなければならない。

第五十三条

2 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料（次項において「品種登録簿等」という。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○鉱業法（抄）（昭和二十五年法律第二百八十九号）

第五十九条

5 鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○鉱業登録令（抄）（昭和二十六年政令第十五号）

第十条

3 鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第

四十二号)の規定は、適用しない。

○**鉱害賠償登録令（抄）（昭和三十年政令第二十七号）**

第二十八条の三 登録簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○**特許法（抄）（昭和三十四年法律第百二十一号）**

第百八十六条

3 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○**意匠法（抄）（昭和三十四年法律第百二十五号）**

第六十三条

3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○**商標法（抄）（昭和三十四年法律第百二十七号）**

第七十二条

3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○**日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（抄）（昭和三十五年法律第八十一号）**

第三十二条

5 特定鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○**特定鉱業権関係登録令（抄）（昭和三十五年政令第三百八十二号）**

第六条

3 特定鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○**半導体集積回路の回路配置に関する法律（抄）（昭和六十年法律第四十三号）**

第三条 回路配置の創作をした者又はその承継人（以下「創作者等」という。）は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録（以下「設定登録」という。）を受けすることができる。この場合において、創作者等が二人以上あるときは、これらの者が共同して設定登録を受けなければならない。

2 設定登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 申請の年月日

三 回路配置について業として前条第三項第二号に掲げる行為をしている場合にあつては、その行為を最初にした年月日

四 回路配置の創作をした者の氏名又は名称及び住所又は居所

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 前項の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、申請に係る回路配置を記載した図面又は当該回路配置を現した写真及び申請者が創作者等であることについての説明書その他経済産業省令で定める資料を添付しなければならない。

第四十八条

2 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（抄）（平成二年法律第三十号）

第二条 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、特許出願その他の工業所有権に関する手続（以下単に「手続」という。）をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、第十三条第二項及び第三項においては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同条第二項に規定する情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三条 手続をする者は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であって経済産業省令で定めるもの（以下「特定手続」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第五条第三項並びに第十三条第二項及び第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

第十二条

4 ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○鉄道抵当法（抄）（明治三十八年法律第五十三号）

第三十八条ノ二

②行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ

○道路運送車両法（抄）（昭和二十六年法律第百八十五号）

第三十六条の四

3 自動車登録ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○航空法（抄）（昭和二十七年法律第二百三十一号）

第八条の五 航空機登録原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○特定多目的ダム法（抄）（昭和三十二年法律第三十五号）

第二十六条

4 ダム使用权登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○小型船舶の登録等に関する法律（抄）（平成十三年法律第百二号）

第三条 小型船舶は、小型船舶登録原簿（以下「原簿」という。）に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第三十一条

3 原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○政治資金規正法（抄）（昭和二十三年法律第百九十四号）

第十九条の十六

6 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から二十日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等

の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。

- 18 第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（その写しを含む。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例（都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。）の規定は、適用しない。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）（平成十一年法律第百十七号） 第十条の十四

- 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○公共施設等運営権登録令（抄）（平成二十三年政令第三百五十六号）

- 第六十八条 登録簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

○船舶登記令（抄）（平成十七年政令第十一号） （不動産登記法等の準用）

第三十五条 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十一条第一号から第五号まで、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八八条まで、第九九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百七七条まで並びに第一百五十一条から第一百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで、第二十二條並びに第二十三條の規定は、船舶の登記について準用する。

- 2 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二條まで、第二十三條（第二項を除く。）、第二十四條、第二十五條（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三條まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八八条まで、第九九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百条、第一百一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十六條、第一百十七條並びに第一百五十一条から第一百五八條までの規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第三号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、

第八号及び第九号、第九号から第十二号まで、第十四号から第二十号まで、第二十二号並びに第二十三号の規定は、製造中の船舶の登記について準用する。

○資産の流動化に関する法律（抄）（平成十年法律第五号）

（商業登記法等の準用）

第八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第三十四条（会社の商号の登記）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（第四項を除く。）（添付書面の通則）、第四十七条第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第六十四条（株主名簿管理人の設置による変更の登記）、第七十一条（解散の登記）、第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算終了の登記）及び第一百三十二条から第一百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。

○保険業法（抄）（平成七年法律第五号）

（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）

第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条から第四十六条まで（会社の支配人の登記、添付書面の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第一百三十二条から第一百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。

（商業登記法の準用）

第二百十六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条第一項、第二項及び第四項（登記申請の方式）、第十八条から第十九条の二まで（申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録）、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）、第二十一条から第二十三条の二まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認）、第二十四条（第十一号及び第十二号を除く。）（申請の却下）、第二十五条から第二十七条まで（提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商

号の登記の抹消)、第四十四条、第四十五条(会社の支配人の登記)、第五十一条、第五十二条(本店移転の登記)、第二百二十八条(申請人)、第二百二十九条(外国会社の登記)、第二百三十条第一項及び第三項(変更の登記)並びに第三百二十二条から第三百四十八条まで(更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。

○労働金庫法(抄)(昭和二十八年法律第二百二十七号)
(商業登記法の準用)

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで(事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書等の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条から第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十五条(会社の支配人の登記)、第四十八条から第五十三条まで(支店所在地における登記、本店移転の登記)、第七十一条第一項及び第三項(解散の登記)、第七十九条、第八十二条、第八十三条(合併の登記)並びに第三百二十二条から第三百四十八条まで(更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。

○信用金庫法(抄)(昭和二十六年法律第二百三十八号)
(商業登記法の準用)

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで(事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書等の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条から第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十五条(会社の支配人の登記)、第四十八条から第五十三条まで(支店所在地における登記、本店移転の登記)、第七十一条第一項及び第三項(解散の登記)、第七十九条、第八十二条、第八十三条(合併の登記)並びに第三百二十二条から第三百四十八条まで(更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(抄)(平成十八年法律第四十八号)
(商業登記法の準用)

第三百三十条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第三十三条、第四十九条から第五十二条まで、第七十二条、第八十二条、第八十三条及び第三百二十二条から第三百四十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。

○有限責任事業組合契約に関する法律(抄)(平成十七年法律第四十号)
(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条、

第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第百三十二条から第百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。

○投資事業有限責任組合契約に関する法律（抄）（平成十年法律第九十号）

（商業登記法等の準用）

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)及び第百三十二条から第百四十八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。

○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（抄）（平成六年法律第百六号）

（商業登記法の準用）

第十五条の三 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三、第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条(第三項を除く。)、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十三号、第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条から第百四十八条までの規定は、法人である政党等に関する登記について準用する。

○実用新案法（抄）（昭和三十四年法律第百二十三号）

（特許法の準用）

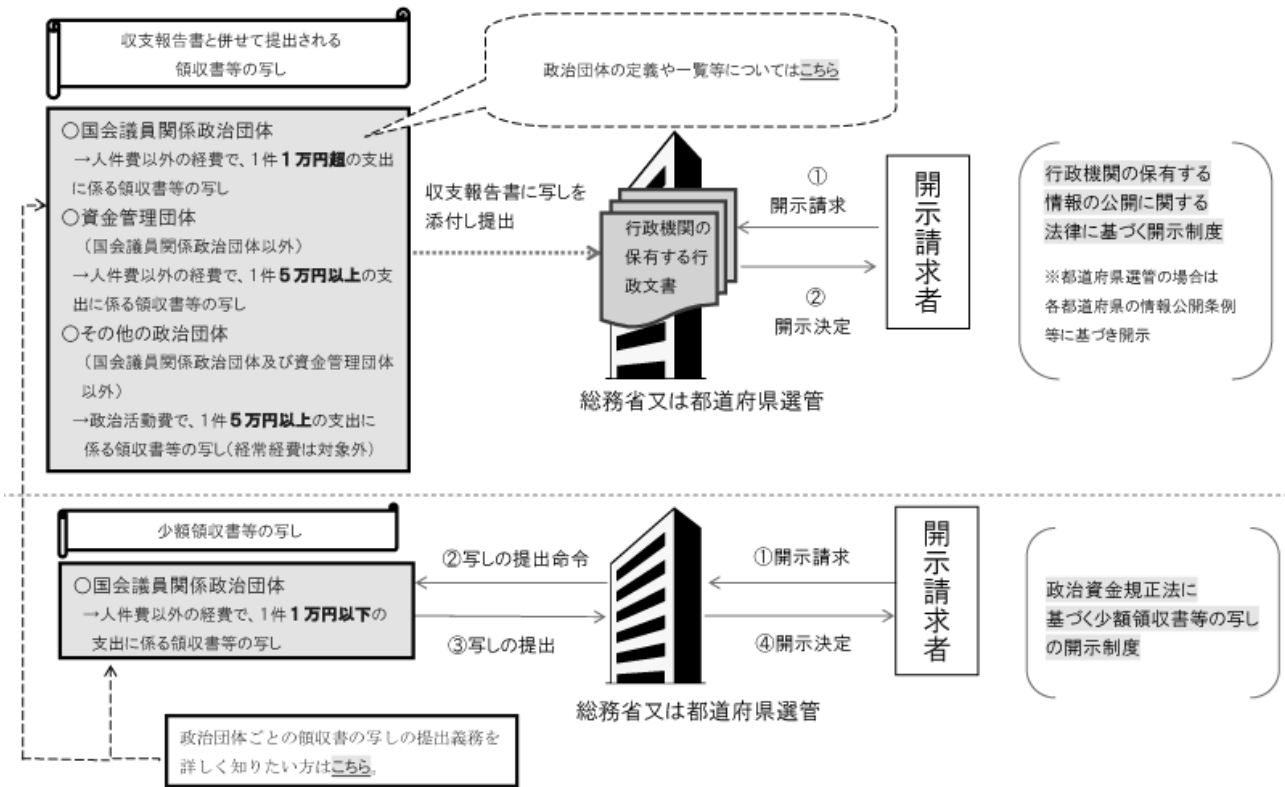
第五十五条 特許法第百八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。

政治団体の領収書等の写しの開示請求

○ 政治団体の領収書等の写しの開示に係る制度

政治団体から政治資金収支報告書（以下「収支報告書」という。）と併せて総務省又は都道府県選管に提出される領収書等の写しについては、情報公開法等に基づく開示請求を行うことができます。

国会議員関係政治団体の領収書等のうち、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係るものについては、政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示制度により開示請求を行うことができます。



※ 総務省ホームページより抜粋

詳解 情報公開法（総務省行政管理局編）（抜粋）

二 登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等の情報公開法の適用除外措置

(1) 適用除外措置の考え方

登記、特許手続その他の専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために、公に表示し又は証明する制度における公簿等の謄本・抄本の交付又は閲覧手続は、その開示範囲には個人情報、法人情報等の情報公開法の不開示情報が含まれ、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度であり、また、これらの公簿等について情報公開法により認証のない写しの交付等を認めることは、登記等の認証制度の趣旨を損なうことから、情報公開法の適用除外とするものである。

戸籍制度における届書その他市町村長の受理した書類（市区町村から法務局に送付される。）についても、個人のプライバシーの保護と公証機能の観点から一般の行政文書とは異なる独自の閲覧等の手続が定められており、また、戸籍事件については、行政不服審査法による不服申立て及び通常の行政訴訟を排除し、当該届出等の受理・不受理又は開示・不開示については、家庭裁判所への不服申立て手続があること（戸籍法第四十八条、第一百八条及び第一百九条の二参照）などから、情報公開法の適用除外としたものである。

訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第四十七条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第五十三条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第四十条、第四十七条、第五十三条、第二百九十九条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外としたものである。

＜参考＞整備法立案に際しての検討当初（平成9年12月）の資料

行政機関情報公開法の立案に伴う関係法律との調整方針

平成九年十二月十二日事務連絡 別紙一
総務庁行政管理局情報公開法制定準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（仮称）の立案に伴う関係法律との調整の方針

1 基本方針

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（仮称）（以下「情報公開法」という。）の規定と個別法の行政文書の開示等を定める規定とは、次の「2 方針」の(1)～(3)に該当する場合を除き、並行的に適用することとする。

2 方針

(1) 登記・特許等、戸籍及び刑事訴訟手続の制度における開示等規定に係る行政文書の適用除外

登記、特許その他の専ら私法上の権利を保護するための公証制度における公簿等の謄本・抄本の交付又は閲覧、戸籍に関する届書等の閲覧及び刑事訴訟手続における事件記録の閲覧等の規定に係る行政文書については、情報公開法の適用除外とする。

(2) 国民一般に対する開示規定に係る行政文書の開示の実施との調整措置

他の法令の規定により、何人にも行政文書が情報公開法に規定する開示の方法と同一の方法（縦覧は閲覧とみなす。）により開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該行政文書については、情報公開法では当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(3) 特定の行政文書の公開を禁止している規定に係る行政文書の適用除外

特定の行政文書の公開を禁止している規定であつて、情報公開法を適用したとしても当該行政文書が開示される余地が全くなく、かつ、情報公開法を適用することにより当該行政文書に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある行政文書については、情報公開法の適用除外とする。

〔説明〕

1 基本方針

情報公開法は、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする等の目的で、何人にも行政文書の開示を請求する権利を認め、開示請求があつた場合は、行政機関の長に不開示情報に該当するものを除き開示することを義務付けるものである。

一方、個別法において、それぞれの政策目的から、国民に一定の文書を特定の手続の下に公開する旨を定めているものがある。国民にとって、情報公開法に基づく開示請求権とこれらの個別法に基づく公開とが並立することは、その利便に資することになることから、情報公開法に定める開示の方法と同一の方法により行政文書が開示されているため並立させる意義が乏しい場合や並立させることに特段の支障がある場合を除き、これを認めて差し支えないものと考えられる。

また、個別法において、国民に特定の文書の公開を禁止している旨を定めているものがあるが、情報公開法を並行的に適用することに特段の支障がなければ、情報公開法を適用し、不開示情報に該当するか否かを判断することで差し支えないものと考えられる。

したがって、情報公開法の規定と個別法の行政文書の開示等を定める規定とは、以下の方針(1)～(3)に該当する場合を除き、並行的に適用することとするものである。

2 方針

(1) 登記・特許等、戸籍及び刑事訴訟手続の制度における開示等規定に係る行政文書の適用除外について

登記、特許手続その他の専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために公に表示し、又は証明する制度における公簿等の謄本・抄本の交付又は閲覧手続は、その開示範囲には個人情報、法人情報等の情報公開法の不開示情報が含まれ、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度であり、また、これらの公簿等について情報公開法により認証のない写しの交付等を認めることは、登記等の認証制度の趣旨を損なうことから、情報公開法の適用除外とするものである。

戸籍に関する届書等については、戸籍制度の一環として独自の閲覧手続が定められており、また、戸籍事件については、行政不服審査法による不服申立て及び通常の行政訴訟を排除し、当該届書の開示・不開示に不服がある場合には、家庭裁判所に不服の申立てをすることができるとされていることなどから、情報公開法の適用除外とするものである。

刑事訴訟手続の事件記録については、個人情報等の情報公開法の不開示情報に該当するものが大部分であり、刑事訴訟法及びこれに続く刑事確定訴訟記録法により、裁判の公正の担保及び訴訟関係人の権利保護の観点から、開示・不開示の範囲及び手続が完結的に定められていること、不服申立てについても準抗告の手続によるとされていることなどから、情報公開法の適用除外とするものである。

ただし、これらの行政文書を情報公開法の適用除外とする趣旨にかんがみ、その開示の範囲、方法等については、必要な見直しを行うこととする。

(注)個別法に、特定の行政文書について、情報公開法の適用を除外する旨の規定を置くほか、必要な規定の整備を行う。

(2) 国民一般に対する開示規定に係る行政文書の開示の実施との調整措置について

個別法において国民一般に対する開示規定があり、その開示の方法が情報公開法に規定する開示の方法と同一の方法（個別法に定める開示の方法が縦覧であるときは、閲覧とみなす。）である場合には、後述の一定の場合には開示をしない旨が定められているものを除くと、法定の方法又は期間の範囲内で、情報公開法では不開示情報とされている個人情報、法人情報等の情報が含まれている具体の行政文書について何人にも例外なく開示すべきことを法定しているものであり、また、開示までに要する手続も簡便であることを考慮すると、情報公開法に基づく開示請求を重ねて認める必要性はないと考えられる。

したがって、これらの規定により開示される行政文書については、その開示が保障されている期間及び方法の範囲内においては、情報公開法において、当該同一の方法による開示を行わないこととする。

他方、個別法の規定の中には、一定の場合に開示をしない旨が定められているものがあるが、これらの規定による開示では、情報公開法による場合と比べ、一般的に手続が簡便であるとも、開示される情報の範囲が広いとも言い難いなど、情報公開法を重ねて適用することが国民の利便に資することから、基本方針のとおり、情報公開法を並行的に適用することが適当である。

なお、個別法において、閲覧等の対象が「計画」「指針」等の情報である場合、その他調整の対象となる行政文書が法令上特定されていない場合は、情報公開法を並行適用する。

(注)情報公開法に、開示の実施についての一般的な調整規定を置く。

(3) 特定の行政文書の公開を禁止している規定に係る行政文書の適用除外について

特定の行政文書の公開を禁止している規定であって、情報公開法を適用したとしても当該行政文書が開示される余地が全くなく、かつ、情報公開法を適用することが当該行政文書に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（不開示処分を行うことでも事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれ）があるものについては、当該行政文書を情報公開法の適用除外とするものである。

(注) 個別法に、特定の行政文書について、情報公開法の適用を除外する旨の規定を置く。

〔備考〕

次の類型の規定については、原則どおり、情報公開法の規定を並行的に適用する。

(1) 公表、公示、告示等の方法で情報提供を行う規定

これらの規定は、特定の政策目的から、国民一般、一定地域の住民又は不特定多数の人々が知ることができるように、行政機関が積極的に知らせるものであり、国民にとって、情報公開法に基づく開示請求権とこれらの個別法に基づく公開規定とが並立することは、その利便に資することになることから、並立を認めて差し支えないものと考えられる。また、情報公開法が適用されれば、対象となる行政文書が存在する限り、何人も時期を問わず、請求権が認められ、救済手続（不服申立て、行政事件訴訟）が保障されることから、同法を適用する積極的な意義がある。したがって、情報公開法の規定を並行的に適用することとする。

(2) 本人、利害関係者等特定の者に対する開示規定

これらの規定は、本人、利害関係者等の関係当事者としての地位、権利利益の保護の観点から、当該特定の者に所要の行政文書の閲覧等を認めているものであり、個人情報、法人情報等の不開示情報が含まれ、情報公開法によるよりも開示される範囲が広いものとなっている。

情報公開法（何人にも行政文書に対する開示請求権を認める制度）においては、開示請求者が請求する行政文書に対して有する個人的な利害関係は一切問わず、また、行政機関の長は、開示請求者と当該行政文書との関係を調査する義務も権限も予定されていない。行政機関としては、情報公開法に基づく開示請求であることが明確であれば、利害関係人であるかどうかを問わず、同法に基づく手続を進めることとなる。したがって、特定の者にとって、これらの規定により開示請求を行うことが有利であっても、情報公開法において、特定の文書について、これらの特定の者の請求を除外するような措置を講ずることは、制度上適当ではない。

また、これらの規定上、当該行政文書について、利害関係人以外の者への開示の禁止を明記しているものはなく、禁止の趣旨を含むか否か解釈上も明確ではない。仮に、当該規定が、当該行政文書の利害関係人以外の者への開示を禁止したものであると解されるとしても、その禁止の趣旨が、特定の行政文書の公開を禁止している規定に関する調整の方針2(3)と同等のものとは考えられない。

このような本人、利害関係者等特定の者に対する開示規定については、調整の方針2(3)のような全面的適用除外規定を置くよりは、むしろ、情報公開法を並行的に適用し、当該規定の趣旨を考慮しつつ当該行政文書が情報公開法の開示情報に該当するか否かを個別に判断することの方が適当である。

(3) 会議等の非公開（一部非公開を含む。）を定める旨の規定

合議、審理、審問、審判、手続等の非公開（一定の場合に非公開とするものを含む。）を定める旨の規定は、当該会議等への一般人の参加、傍聴を認めないことを定めているものであり、会議の経過、議事等を記録した文書、会議に提出された資料等の非公開を直接定めたものではない。また、当該行政文書は、その内容、時期等によっては、情報公開法により開示される余地が全くないとは言い切れない。仮に、当該行政文書の公開を禁止したものであると解されるとしても、特定の行政文書の公開を禁止している規定に関する調整の方針2(3)の趣旨と同等のものとは考えられない。

したがって、情報公開法を並行的に適用し、当該規定の趣旨を考慮しつつ当該行政文書が情報公開法の開示情報に該当するか否かを個別に判断することで問題はない。

